

生活道路の法定速度が30km/hになります

問 総務課 ☎27-0171

道路交通法の改正に伴い、令和8年9月1日から、生活道路における法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線等がない道路です。

ドライバーの皆さんは、生活道路では周囲の状況をよく確認し、思いやりのある安全運転を心掛けましょう。

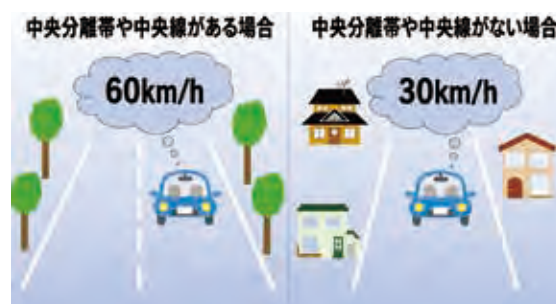


Q 速度規制がある場合はどうなるのか。

A 速度標識の指定速度に従ってください。

Q 30km/h を超えると違犯対象になるのか。

A 法定速度を超えての走行となるので速度違反になります。



※詳しくは、岐阜県警HPまたは警察庁HPをご確認ください。



▲岐阜県警HP



▲警察庁HP

ふたりの新婚生活を応援します！ (結婚新生活支援事業)

問 健康福祉課 ☎27-0175

町では、結婚生活をスタートされる新婚世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、引越費用などの一部を助成します。

助 成 額 夫婦ともに **29歳以下の世帯は上限60万円**
39歳以下の世帯は上限30万円

対象世帯 以下の要件全てを満たす世帯

- (1)令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍
- (2)ご夫婦が居住する住宅が神戸町内にあり、当該住所に住民登録している
- (3)申請日から起算して3年以上継続して神戸町に定住することが誓約できる
- (4)ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- (5)ご夫婦の所得合計が500万円未満
- (6)町税・使用料などの滞納がないこと
- (7)ご夫婦ともに「共家事・共育チェックシート」を実施できる

対象となる経費

- (1)令和8年1月1日から令和9年3月31日までの転入（転居）に係る費用
- (2)新居の住宅購入費
- (3)新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- (4)婚姻に伴うリフォーム費用 ※外構に係る工事費、家電購入費用などは、対象外
- (5)婚姻に伴う引越し費用（引越業者や運送業者に支払った引越費用）
※不用品の処分費用、引越業者が行う電気などの代行サービス料などは対象外

